

行田羽生資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

令和4年4月1日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、行田羽生資源環境組合議会の議長、副議長及び議員の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 年額 50,000円
- (2) 副議長 年額 45,000円
- (3) 議員 年額 38,000円

(議員報酬の始期及び終期)

第3条 議長及び副議長には選挙されたその月から、議員には職についたその月から、それぞれ議員報酬を支給する。

2 議長、副議長及び議員がその職を離れたときは、その月まで議員報酬を支給する。

3 前2項の規定により議員報酬を支給する場合は、第2条に規定する議員報酬年額を12で除して得た額に、議長、副議長及び議員であった月数を乗じて得た額を支給する。ただし、月の途中で職についた場合及び職を離れた場合にあつては、その月分の議員報酬は日割計算をもって支給する。

(議員報酬の支給)

第4条 議員報酬は、年額を2分し、10月及び翌年3月に支給する。ただし前条第2項に規定する場合にあつては、その際支給することができる。

(費用弁償)

第5条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、別表第1に定めるもののほか、行田市職員等の旅費に関する条例(昭和45年行田市条例第38号)第2条第1項に定める市長等に支給する額と同額を費用弁償として、一般職の職員の旅費支給の例により支給する。

(支給条項の準用)

第6条 この条例に定める議員報酬及び費用弁償であつて、この条例に定めない事項については、一般職の職員の例により支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
50円	2,900円	14,000円	2,900円